

第20回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月12日(火) 14時05分～14時16分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員(17名)

1番委員	三浦 勝志	2番委員	齋藤 美也子	3番委員	對馬 忠法
4番委員	古川 榮	5番委員	工藤 守	6番委員	高井 美奈子
7番委員	今井 文雄	8番委員	大川 哲彌	9番委員	花田 良造
10番委員	工藤 正	11番委員	丹代 純嗣	12番委員	葛西 雅博
13番委員	今井 龍美	14番委員	柴田 博明	15番委員	桑田 久毅
18番委員	山口 知治	19番委員	長尾 浩		

4 欠席農業委員(2名)

16番委員	小山内 知寛	17番委員	三浦 良孝		
-------	--------	-------	-------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(6名)

平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	碓ヶ関	平山 純一

6 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

平賀-1	赤平 和総	尾上-2	葛西 均		
------	-------	------	------	--	--

7 出席事務局職員(3名)

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	主査	谷川 智也
------	-------	--------	-------	----	-------

8 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第79号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

報告第57号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第58号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

9 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和 (委員全
員)

(省略)

【開会 14時08分】

議長 (今井龍
美)

これより、第20回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19名中17名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
1番三浦委員、4番古川委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございません
か。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、谷川主
査の出席を求めました。書記には、佐藤事務局長補佐を採用いた
します。
それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し
てある議案第79号の1件、ほかに報告が2件でございます。
現地調査の報告を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等
がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第79号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

谷川主査

それでは、1ページをご覧ください。
議案79号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可につい
て、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書
の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、および別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、123 番は経営拡大、124 番は耕作便利、125 番は新規就農によるものです。

件数は 3 件、面積 4,918 平方メートル、田 2 筆 4,074 平方メートル、畑 5 筆 844 平方メートルとなっております。

次に、3 ページの賃貸借権設定について、134 番と 135 番は基盤法から農地法第 3 条への再設定によるものです。

件数は 2 件、面積 12,748 平方メートル、地目は田 2 筆となっております。

次に、4 ページの使用貸借権設定について、23 番は経営拡大、24 番および 25 番は新規就農によるものです。

件数は 3 件、面積 37,370 平方メートル、田 17 筆 27,236 平方メートル、畑 9 筆 10,134 平方メートルとなっております。

今回、申請のあった案件については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

ございませんか。

担当委員

ありません。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

工藤委員。

5 番工藤委員

使用貸借の件で、24 番と 25 番の住所が同じなのですが、詳しくお願いできますか。

谷川主査

使用貸借の 24 番と 25 番の住所が同じということですが、こちらは個人から会社の方に貸付する形で、契約の内容のところには 3 条第 3 項と書いております。これが意味するものは、条件付き解除で契約、使用貸借を結んだということです。

条件付き解除というものは、農地を管理、耕作しない場合については、強制的に解除出来るという条件が入っております。

売上の50%以上が農業に関するものでないと、農地を所有できる農地所有適格法人の要件を満たさないため、所有ではなく貸付です。という形で、会社に貸付するものであります。

議長 今の説明でよろしいですか。

5 番工藤委員 はい。

議長 他にございませんか。

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、報告2件について、事務局に説明を求めます。

谷川主査 それでは、6ページをご覧ください。

報告第57号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

7ページをご覧ください。

81番は借受人の申出により解約するものです。

件数は1件、面積6,833平方メートル、田4筆5,300平方メートル、畑1筆1,533平方メートルとなっております。

続いて、報告第58号 市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので、報告するものです。

今回の届出地は、10ページのとおり、文化センターから東へ約180メートルに位置しております。土地利用計画は11ページのとおり、資材置き場として利用するものです。

以上です。

議長 報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第20回総会を閉会いたします。

【閉会 14時16分】